

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



調剤基本料 1
後発医薬品調剤体制加算2
地域支援体制加算2
連携強化加算
医療DX推進体制整備加算

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられています。

他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品
に変更を希望される
方は薬剤師にご相談
ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること



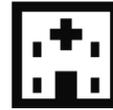
開局時間

平日:8時間以上
土日:一定時間
週:45時間以上



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。



健康相談

健康相談を行っています。
一般用医薬品を販売や医療機関への受診を勧奨しています。



医薬品備蓄

1200品目以上の
医薬品を備蓄しています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています。



在宅

在宅業務体制の整備と実績(年24回以上)。医療機関、訪問看護ステーションとの連携が可能。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

ハリマ調剤薬局 管理薬剤師 藤原匡平
兵庫県知事指定介護保険事業所 第2842201119号

TEL 079-423-6868
FAX 079-423-6052
緊急時→090-8524-2946 (24時間対応)

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 労働者災害補償保険法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 生活保護法による医療扶助

